

任期付職員の募集について

令和8年3月

国際経済部

経済産業省通商政策局国際経済部では、日本が貿易を通じて受ける利益を維持・拡大する観点から、貿易自由化交渉を通じて通商ルールを策定するとともに、産業界が不利益を被るような外国政府の不公正な貿易措置・制度については、WTO等の委員会や紛争処理手続を通じ、通商ルールを活用した是正を図っています。また、経産省の施策作りに関し、通商ルールの観点から、法的助言を行っています。昨今、経済安全保障や環境等の新たな政策領域の重要性が世界的に高まる中で、通商法務に関する経産省内外からの相談は増えています。

当部では、これらの業務を担当する職員を募集しております。現在、当部には、弁護士、国際機関の勤務経験者が在籍しており、過去にも多くの方々が任期付職員としてキャリアアップされています。

採用を希望される方は、以下の要領によりご応募ください。

1. 応募資格

法律事務所、企業、国際機関等において法律に関する実務経験を有する者であって、我が国ないし欧米における法曹資格を有する者（通商法務に関する実務経験は必須ではありません）。

※以下のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

課長補佐級（実務経験3年以上） 若干名

3. 採用期間

令和8年5月以降の適当な時期から2年程度を予定（延長の可能性あり）。本人の希望を考慮して調整します。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上、決定します。勤務地は経済産業省本省（東京都千代田区霞が関）、通常の勤務時間は9：30～18：15（週5日、土日祝日を除く）となります。

5. 業務内容

以下の（1）～（4）の業務範囲を想定していますが、全体の業務の状況、本人の希望等を踏まえて決定します。業務には英文資料の読解や作成を含みます。

- （1）日本企業が海外政府との間で直面する個別の通商案件に関し、WTO等の通商ルールの観点から法的に分析し問題解決のための助言を行うこと。
- （2）経産省の施策について、通商ルールの観点から、法的助言を行うこと。
- （3）日本が当事国もしくは第三国として参加するWTO等の紛争案件を担当すること。
具体的には、産業界等と調整しながら、日本政府の方針を固め、提出文書を作成し、日本政府を代表して口頭弁論手続への参加等を行うこと。
- （4）その他、新たな通商ルールの検討等を行うこと。

6. 応募方法

履歴書（写真貼付）、エッセイ（（1）大学・大学院等における研究内容、（2）現在までの職務経歴、（3）志望理由等をA4判1～2枚程度にまとめたもの、様式自由）を、電子メールまたは郵送にて下記まで提出してください。

7. 応募締切

令和8年4月30日（郵送の場合は当日消印有効）

※応募期間中に採用者が決定した場合には、応募を締め切らせていただきます。

8. 選考方式

書類選考の後、若干名に対し面接を行います。書類選考には1～2週間程度かかります。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、この採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

経済産業省 通商政策局 国際経済部 担当：森川

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 03-3580-6596

電子メール [morikawa-jun●meti.go.jp](mailto:morikawa-jun@meti.go.jp) (注：●を@に変更して送付ください)